

アントレプレナー創出コンペ開催事業業務委託仕様書

1 事業の目的・概要

(1) 事業の目的

山梨県では、本県における起業家の創出・育成、起業機運の醸成などのため、高校生から社会人まで、起業に意欲を持つ者を県内外から募り、ビジネスプランコンテストを開催します。

(2) 事業概要

高校生とその他一般に部門を分け、それぞれの対象に応じたビジネスプランコンテストを開催する。

① 一般部門

対象: 起業や新規事業展開を志す者

目的: 起業、新規事業展開の支援

内容: ビジネスプラン作成のための知識修得のための研修プログラム

ビジネスプランの作成・ブラッシュアップ支援

ビジネスプランの審査会

② 高校生部門

対象: 県内高校生(チーム参加)

目的: 起業家精神の修得

内容: キックオフイベント(事業説明会、起業家による講演会、ビジネスプラン作成に係る知識の修得講座)の開催

ビジネスプランの作成及びブラッシュアップの支援

ビジネスプランの審査会

(3) スケジュール

	一般部門	高校生部門
参加者募集	キックオフイベントの1ヶ月以上前	キックオフイベントの1ヶ月程度前
キックオフイベント	ビジネスプラン作成研修 ・コンテストの1ヶ月程度前	事業説明会、起業家による講演会、ビジネスプラン作成に係る知識の修得講座 ・5月下旬～6月上旬(この間で1日程度)
メンタリング・活動支援	—	キックオフイベント終了後、予選会まで各チーム3回程度
予選会	—	9月中旬(⇒下記の3日目:審査会で最終審査を行う)
コンテスト (ビジネスプランブラッシュアップ支援及び審査会)	9月下旬(3日間) 1日目: ビジネスプランのブラッシュアップ支援 2日目: ビジネスプランのブラッシュアップ支援及び予選会 3日目: 審査会	

※一般部門参加者数は 40 名程度を想定

※高校生部門は 20 チーム程度を想定

※災害等やむを得ない理由がある場合は、スケジュール変更して実施することも可

※会場については、下記の場所、日時について山梨県で予約済み(受託者の負担不要)だが、
他会場、他日程で実施することも可

・会場 山梨県防災新館 1 階 オープンスクエア全面

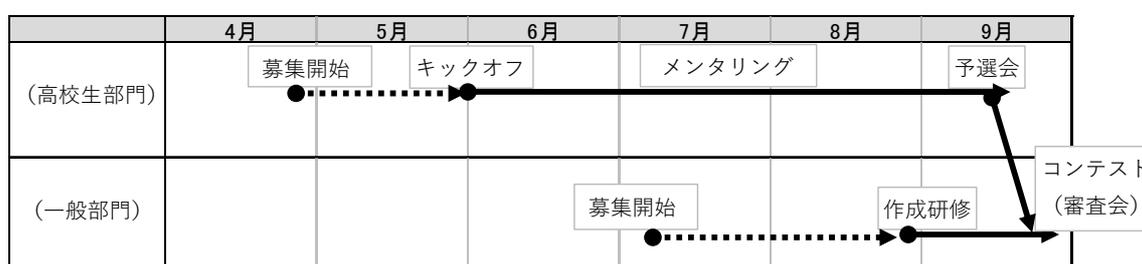
・日時 令和 4 年 6 月 3 日(金)～5 日(日) 高校生部門のキックオフイベントを想定

令和 4 年 9 月 17 日(土)、18 日(日) 高校生部門予選会を想定

令和 4 年 9 月 22 日(木)～25 日(日) コンテストを想定

(それぞれ準備日を含んでいます)

○スケジュール(時系列)



2 委託業務の内容、趣旨、留意事項等

(1) 一般部門

(イ) 全般的事項

- ・ ビジネスプランコンテスト開催のために、新規に県内で事業を始めてみたいと考えている者や、県内の地域資源を活用した事業を始めてみたいと考えている者を、県内外から募集する。
- ・ ビジネスプランコンテストは、参加者間の交流を図るほか、専門知識を有するメンター(指導者)によりビジネスプランをブラッシュアップの支援、協創パートナーとのマッチングの場とする。

(ロ) キックオフイベントの開催

- ・ ビジネスプランの作り方について研修を行う。

(ハ) ビジネスプランブラッシュアップ支援

- ・ 審査会に向けて、新規性や独自性に富む実現可能性のあるビジネスプランについて、メンターの助言によるブラッシュアップを行う。

(ニ) 審査会の開催

- ・ 審査会については、プレゼンテーションにより行う。山梨県と協議の上、ビジネスプランを審査する適切な審査員を選定し、プレゼンテーションによる選考を行い、優秀な方を受賞者として選定する。

(2) 高校生部門

(イ) 全般的事項

- ・ 高校生を対象にしたプログラムとするが、県内企業や若手起業家も講師やメンターとして巻き込むことで、県全体の起業・創業機運の醸成に資する内容とする。
- ・ 多くの高校から参加者を集められるよう、県内の高校 10 校程度を訪問して、本事業の周知、普及を図る。

(ロ) キックオフイベントの開催

- ・ 事業説明会を兼ねたキックオフイベントを開催する。
- ・ 若者の「身近な」ロールモデルとなるような先輩起業家の講演などを行うことで、「起業家精神 (アントレプレナーシップ)」を学ぶ機会とする。
- ・ 起業にかかる基礎知識を習得できる場とする。

(ハ) ビジネスプラン作成(グループワーク)支援

- ・ 高校生が取り上げた地域課題にかかるビジネスアイデアの抽出、ビジネスプランの作成の支援を行う。
- ・ 現場ヒアリングやフィールドワークを通じた地域課題の探究を支援するとともに、その課題の解決に向けたビジネスプランのブラッシュアップを支援する。
- ・ 高校生のメンター(指導者)として県内企業や若手起業家を配置することで、ビジネス視点でアイデアをビジネスプランへ昇華するプロセスを学ぶとともに、県内企業や若手起業家との接点を創出する。

(ニ) 予選会の開催

- ・ チームごとにビジネスプランをプレゼンテーションし、起業支援の専門家を含めた審査員による審査・助言を行うとともに、最終審査に参加する優秀なチーム(3~4チーム)を選出する。

(ホ) 審査会の開催(※一般部門と同日開催を想定)

- ・ 審査会において、表彰するチームを決定するための最終審査を行う。

3 委託費の支払い

- (1) 委託費の総額は4,000千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。
- (2) 事業費を見積もる際、本仕様書の1の(3)の※印にある、山梨県が予約している会場を利用する場合には、事業費から会場使用料を除くこと。
- (3) 一般部門の参加者からは参加料を徴収することを可とするが、参加料の上限は33,000円(消費税込み)とし、学生はその半額を上限とする。参加料を徴収する場合は、委託費と参加料の合計額で、事業費を見積もることとする。また委託事業を行った結果、参加料が予定の額まで達しない場合であっても、山梨県から追加の委託料は支払わない。
- (4) 委託業務に係る経費については、会計帳簿を備え、他の経理と明確に区分して収入額、支出額を管理することとし、委託業務が終了したときは、委託業務実績報告書によりまとめ、山梨県に対して報告する。

- (5) 山梨県は提出があった委託業務実績報告書について、内容の審査及び必要に応じて現地調査を行い、業務の実施に要した経費の証ひょう、帳簿等の調査により支払うべき金額を確定する。

※人件費を委託料に含む場合は、人件費の単価の根拠、委託業務に関わった日数や時間、業務の内容がわかる資料を提出すること。

- (6) 山梨県は、検査の結果、当該委託業務が契約の内容に適合すると認めるときは、委託業務に要した額から参加料を差し引いた額と、契約金額とのいずれか低い額を支払う。

4 委託事業の一般原則

- (1) 事業の再委託は原則禁止とし、必要が生じた場合は山梨県と協議の上、決定する。
- (2) 応募者のプライバシー保護や応募者から取得した個人情報の使用には十分配慮するとともに、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範囲を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うものとする。
- また、他の機関等に応募者の個人情報を提供する際には、個人情報保護に係る法令等に準拠した手続により行うとともに、当該機関等との間で個人情報の保護に関する取り決めを交わすなど、適切な措置を講じるものとする。
- (3) 業務の遂行に当たっては、常に公正かつ中立的な姿勢を保つことを心がけるものとする。
- (4) 本事業の実施で得られた成果、情報(個人情報を含む)等については山梨県に帰属する。
- (5) 事業内容に応じて、オンライン形式による開催によっても、対面形式(リアル)による開催と同等以上の事業効果が期待できる場合は、オンライン形式による開催も可とする。また、新型コロナウイルス感染症の状況によっては、山梨県との協議の上、オンライン形式により開催することとする。

5 委託事業の運営

受託者は、会計に関する諸記録を整備し、各会計年度終了後5年間保存するものとする。

6 委託事業の実施状況の報告

受託者は、契約締結後、山梨県からの求めがあれば、委託事業の実施状況を、山梨県に報告するものとする。

7 その他

委託事業を実施するにあたり、本仕様書に明示なき事項及び疑義が生じた時は、山梨県と受託者で協議の上、業務を遂行する。